

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務への対応等について お知らせ（その12）

岡山県農林水産部
岡山県土木部

岡山県発注の建設工事及び建設関係業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルスへの対応については、令和5年3月27日以降、次のように取り扱うことにしますので、引き続き御協力をお願いします。

記

1 マスクの着用について（新規）

マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、事業者から従業員等に対して基本的にマスクの着用を呼びかける必要はありません。

2 施工中の工事等における感染防止策（一部変更）

国土交通省が作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和5年3月13日改訂）」※を踏まえ、引き続き、「三つの密」対策を徹底してください。

※<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001593494.pdf>に掲載されています。

3 工事等の従事者に感染者等が発生した場合の報告（継続）

県発注の工事等に従事している者（下請を含む。）に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに県監督員に次の事項を報告してください。

- ・感染の状況（発症の状況、PCR検査の状況、現在の症状等）
- ・感染者・濃厚接触者が従事している工事等の名称及び従事している業務内容
- ・工事現場の状況（消毒の状況、一時中止の有無等）

※感染者・濃厚接触者が工事の主任・監理技術者又は現場代理人である場合は、その旨も併せて報告してください。

4 工事等の一時中止、工期延長（継続）

受注者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、工事・業務を一時中止や工期延長したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、一時中止等を希望する期間と一時中止等が必要な事情を申し出てください。

申し出があった場合、発注者が必要があると認めるときは、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止や工期延長等について適切に対応することとします。

5 その他

1～4のほか、岡山県ホームページで発信する新型コロナウイルス感染症に関する情報※も参考にしてください。

※ <https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html> に掲載しています。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483
